

Title	ロオドベルトスの経済学説補遺 (二)
Sub Title	
Author	小泉, 信三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.2 (1921. 2) ,p.175(19)- 199(43)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210201-0019

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

用の談柄すらも少なからずして、此の一點は本書の一大缺點であると信するのである。然れども著者は商業を以て平和の戦争とするの論者であつて、本書は則ち太平の世の中に處する六韜三略の心得であつたのである。故に國字解が此の點を高調して、軍談めきた解釋を與へたのは多少恕すべき事情が無きにしてもあらざるのである。商業が平和の戦争であると云ふことは、歐洲の經濟學者が曾て久しく唱道したる所なるも、我國に於て學理的に之を主張したるものは九篇の著者以外に多く聞知せざる所であつて此の點も亦彼が特色の一であらう。

之を要するに商道九篇は此の時代の總ての學說が殆んど皆斷片的にして首尾聯續を欠き秩序なく統一なくして雜然たる漫筆的のもの、若くは又種々の題目の下に廣汎なる政治を論議したる意見書の類に過ぎなかつたのであるが、其の中に特に異彩を放つて商道の専門的に研究せざる可らざることを主張し、始終嚴正に該問題の範圍内に局限して、整然と理論的に商業の奧義を論じたるは、兎に角學說史上の一偉觀であると云はねばならぬ。余は唯た本書の外形を裝へる封建的の舊衣裳を脱せしめて、之に代ふるに當代の新衣裳を以てするの暇なきを遺憾とするのである。

ロオドベルトスの經濟學說補遺 (二)

小泉 信 三

五

抑も資本は一何を以て成るか。二、如何にして發生し、如何にして増加するか。三、如何にして再生産せらるるか。四、所得に對して如何なる關係に立つか。

Robertus の資本論は此四問に答へようとするものである。而してそれを行ふに方つて、彼れが重きを措くところは、人間經濟生活の、一定の法制的關係の備はるを俟て、其條件の下に於てのみ考へらるべき可變の一面と、何等の法制的關係を離れて、直ちに人間對自然の關係に於て考へらるべき恒久の一面とを區別する事にある。後年彼れの影響を受けて Adolf Wagner の用ゐた術語に所謂「社會的若しくは歴史的法律的觀察と純經濟的觀察との區別である。」(拙著「經濟學說と社會思想」一七二頁以下參照)而して之れを資本に適用すれば、土地及び資本私有を本則とする

ところの現行法制の下に於てのみ考へらるべき資本財産(Kapitalvermögen oder Kapitaligentum)又は私的資本(Privatkapital)と特定の法制には關係なく、人間對自然の關係に於て直ちに考へらるべき資本當體(Kapital ansich)資本物體(Kapitalgegenstände)若しくは國民資本(Nationalkapital)との區別となる。Rodbertusの所見によれば、從來經濟學者の誤謬は此二者を混同して、現行法制の下に於てのみ必要なる私的資本を以て資本當體と謬り認め、例へば資本は貯蓄に由て生ずと云ふが如き、私的資本に就てのみ云はるべき事を、直ちに資本其者に適用しようとする所から生ずる。「經濟學者は自然的生産行程を、土地並に資本所有法に依て條件付けられたる、社會的生産行程と混同若しくは混合し、其結果として、實際經濟世界には全く似寄りのものを有せざる一の資本概念に到達したのである(S. 230)。一方資本當體は社會制度の如何に拘らず存在し、是に就てはその如何なる法制的關係の下に在るかを問はず、上記の四問に對して常に同一解答が與へられるのである。

此事を明にする爲めには、現在經濟制度の下に於ける資本と、他の經濟制度の下に於ける資本とを取つて比較しなければならぬ。而して更に其れが爲めには、先づ夫れ／＼異なる經濟制度の下に於て、生産分配が如何に行はれるか、其等の間に如何なる共通點と相違點とがあるかを知らなければならぬ。其處で Rodbertusは先づ分業なき自給自足の孤立經濟 isolierte Wirtschaftと、分業を俟つて始めて生ずる社會經濟 Gesellschaftswirtschaft若しくは國家經濟 Staatswirtschaftとを分ち、更に後者を土地並に資本の私有なき(即ち社會主義)國家經濟と、土地資本の私有行はる(即ち現在)國家經濟との二に區別し、主として生産及び分配上に於ける此の三經濟制度間の原則的相違を詳論する。而して此點に於ける Rodbertusの説明は單に其資本論に入る爲めの準備として許りでなく、併せて彼れが社會主義主張の論據を説明するものとして充分傾聴に値する。

六

先づ孤立經濟と國家經濟一般との差別に就て云へば、孤立經濟とは一個人が全く他人と交渉なく自給自足を行ふ經濟の謂であるから、之れが分業、並に分業を前提とする交換と、相容れぬものである事は論を俟たぬ。「孤立經濟に於ては、經濟的概念、經濟的發達なるものはあり得るけれども、國民、經濟的概念並びに國民、經濟的

發達なるものはあり得ない。……國民經濟は分業を俟て始めて生じ、而して分業は正に孤立經濟を終息せしめるのである。然るに従來經濟學者は分業を論ずるに當ては、各人が一生産若しくは一生産中の一作業のみに力を集中すること及び其結果たる生産力の増進の方面にのみ着眼して居つたが、分業の本質は其個人主義に在るのではなく、正に其の共同主義 *Kommunismus* に在る。分業は正に勞働共同 *Gemeinschaft der Arbeit* と呼ばるべきものである。同時に「共同勞働に依て造出せる生産物の分配」と云ふ事が必然これに伴ふ。故に此意味に於て分業は普通留針の製造が云々せらるゝ場合に於けるよりも、一層高き或物である。「分業は、此意味に於て、寧ろ道德並に法律が倫理的に、言語と民族意識とが精神的に、それを行ふと同様に、個人の集合から社會を造る物質的紐帶である。」各人は全員の爲めに、全員は各人の爲めに働くと云ふ共同連帶の原則は即ち分業の最終原理である。さて此の分業以前の經濟と、以後の經濟とを比較して見ると、第一に孤立經濟にも國家經濟にも共通であつて、而かも、分業の有無に由て其趣を異にする幾多の概念が注目される。欲望、生産、生産物、資本、所得等の諸概念は即ち是である。即ち孤

立經濟にも、欲望、生産、生産物、資本、所得等の概念はある。併し國民的欲望、國民的生産、國民生産物、國民資本、國民所得の諸概念は分業を俟つて始めて生ずる。而して分業に依て造られた社會が、孤立經濟主體の單純なる集合とは全く違ふと同じ様に、是等の諸概念は、個人的欲望、個人的生産、其他の單純なる集合とは全く違ふ或物である。例へば國民的欲望は個人欲望の合計の外に更に社會其者の欲望を含んで居るが、此社會其者の欲望は更に屢々個人欲望に干渉し之を左右する、從て國民的欲望は一の統一的有機的概念であつて、單なる算術的合計ではない。同様に國民的生産物は分業に依て社會生産物となり、從て凡ての人の勞働は各人の生産物に参加し、各人の勞働は全員の生産物に参加するのである。國民的資本其他に就ても同じ事が云はれ得る。

第二に分業を俟て始めて生産物の流通 (*Circulation*) が起る。而して更に流通は孤立經濟に於ては全く其 *Analogie* を見出す事の出來ぬ價值、貨幣及び信用なる三の重要なる新概念を含む。之は別に説明を俟つ迄もなく明白であらう。第三に分業經濟に於ては、孤立經濟では全く問題にならぬ特殊の經濟行爲が必要となる。

即ち先づ孤立經濟に於ては生産者と消費者とは同一人であるから、生産に依て満たすべき欲望の種類數量は、當然悉く生産者に知られて居るに反して、分業經濟に於ては個々の生産者はその満たすべき國民的欲望を直接知ることが出来ない。そこで彼と是とを適合せしむる爲め、何等かの方法に依て國民的欲望の測定を行ふ事が必要となる。次に孤立經濟では、生産者は生産要具(労働の資本と)を凡べて己れの手にも有するから、生産物量は常に當然現存生産要具に比例するに反して、分業經濟では生産者が國民労働と國民資本とを擧げて手中に掌握すると云ふ事がない。従て、是を最も有効に結合調整する爲に何等かの方法を講じなければならぬ。最後に孤立經濟では生産物は常に生産者に屬するから、生産物は直ちに彼れの所得を形成するが、分業經濟に於ては、生産物は凡べて全員協力の結果であるから、何人も先づ分配と云ふ過程を経てからでなくては、所得に到達することが出来ぬ。其處で先づ適當の分配が行はれなくてはならぬ。是等特殊の經濟的行爲を誰れが如何に擔當し、又その擧げ得る効果は如何の問題は今茲で答へるには及ばない。兎に角右に述べたやうな新經濟概念と新經濟行爲とが、分業の結果として、

必然それに隨伴し來るべきものなる事丈けは明にせられたと思ふ。而してこの新經濟概念と新經濟行爲との總體が、一の社會經濟として現はれるところの、特殊なる新經濟制度を形成する。此の社會經濟が今日の國民經濟 *Nationalökonomie* 若くは國家經濟 *Staatswirtschaft* である(S. 1045)。分業以前、即ち孤立經濟に於ては僅かに生産經濟と消費經濟とのみがあり得る。而して此二者は直ちに相接觸して、生産物は其一を出て直ちに他に移るのであるから、此二領域内に於て適當の經濟が營まれさへすれば、經濟上の最終目的は達せらるゝのであるが、今分業は此二者間に新しき第三の經濟領域を開く。そこで一切の生産物は何れかの生産經濟を去つて、何れかの消費經濟に移る爲めには、先づこの第三の領域を通過しなければならぬ。従て、最終の經濟目的を達せんが爲めには、更に此の第三領域に於て適當の經濟、即ち國民經濟若しくは國家經濟が營まれなくてはならぬのである。(S. 73109)

孤立經濟と國家經濟一般との差違に關して、*Roberts* が記すところは、大要右の如きものである。次に彼れは土地及び資本の私有なき(未來の)國家經濟と、その私有の行はるゝ(現在の)國家經濟とを比較して其の各々の特質と相互間の差異とを

明にする。

七

彼れの見るところに従へば、土地資本の私有せらるゝ現社會に於ては、一切の生産物は其原料の状態に在る時から、完成品の状態に達する迄、一度も労働者の手に屬せずして、常に地主及び資本家なる労働せざる第三者の手に屬する。而して其が最後に、國民所得として分配せられる場名には、労働者は僅かに其生活維持に必要な丈けを收得し、殘餘は一括して、貸子として、土地及び資本所有者の手に歸し、而して、この貸子は、再三説明したやうな方法で地主と資本との間に分配せられる。(經濟學說と社會思想)第二四三頁、三田學會雜誌第十四卷第十一號二一頁以下參照) 今此狀態を不當として廢止するとすれば、如何なるものが是に代り得るか。 Rodbertus は明かに、財産所有者が労働生産物を横領することを不當として居る。乍併彼は、苟も分業従て社會其者を廢止せざる限り、労働者が其直接生産物全部を收得する事の不可能なる事を確認して居る。之は技術上絶對的に不可能なので、例へば留針製造の場合に就て云へば、針の尖端を造る労働者に、其尖端丈けを與へて

尖端を成す金屬は之を別人に所有せしめると云ふ事が如何して行はれ得るか。又一農場を共同に耕やす農夫五十人中の一人の、個別的生産物は果して何であるか。之は到底答へる事が出来ぬ。故に此意味に於ける労働全收は孤立經濟の廢止せられた處では實現する事が全然不可能だと云はなくてはならぬ。故に彼れが不當とするのは、個々労働者が、其の個別的生産物の全部を與へられぬ事ではない。彼は労働者が其の生産全價值を收得し得れば満足するのである。而して之が爲めには土地及び資本を全然私人所有から解放して、之を全國民の有に移さなければならぬと云ふ。但し此の私有の廢止は、一切の物體に及ぶ必要はない。財産一般が廢止されないで唯々所謂收利財産 *rentierendes Eigentum* 丈けが廢止され、ば好いのである。

斯る法制的基礎の上に在る國家經濟と、今日の國家經濟との間には如何なる點に於て一致、如何なる點に於て相違があるかと云ふに、先づ分業が行はれて、生産者中の或階級は常に自然から原産物を採取し、別の階級は、此原産物に加工して半製品を造り、更に最後の生産者階級は半製品に加工して完成品、即ち所得財を造る。

而して此所得財が、様々の階段に於て生産に参加し、其参加に對する報償として所得を受くべき資格ある凡ての者に分配せられると云ふ、國民的生產並に分配の、大體の運動に於ては兩社會の間に差異はない。

反之此運動が如何なる手段の仲介に依て行はれるか、及び何者が分配に與かる權利を有し、又分配は如何なる割合に於て行はるゝかの點に於ては、兩者は全然相異なる。即ち第一、現在社會に於ては、此運動は賣買と云ふ手段を通じて行はれるに反し、土地資本公有の社會に於てはそれが社會の支配及び規定 *Gesellschaftliche Verfügung und Konstituierung* に依て行はれ、第二に現社會に於ては、國民所得の分配に参加するのは生産者許りでなく、單なる土地資本の私有者も亦生産に参加したるもの、従つて國民所得の配當に與かる資格あるものと認められて居るに反し、土地資本公有の社會に於ては生産者のみが生産に参加したるもの、従て又配當を受くる資格あるものと認められるのである。

八

そこで進んで社會主義社會に於て、國家は如何にして國民的生產を國民的欲望

に適合せしめ、如何にして國民的生產額を生産要具の程度に維持し、如何にして國民所得の分配を社會的正義の原則に従て調節するかを稍、委しく知らなければならぬ。

第一に國民的生產と國民的欲望との適合に就て云ふと、固より欲望は無際限であるから、一切の欲望を充足する譯には行かぬ。其處で、各個人の欲望を如何なる程度迄満たすべきかの問題が起る。而して之を決すべき標準は各人が生産勞働上に於て擔當する時間勞働 (*Zeitarbeit*) である。即ち之が知れさへすれば、充足手段が各人欲望の如何なるものに迄及ぶか、明になる。従て如何なる欲望を満すべきか、即ち如何なる財を幾許量丈け生産すべきか、決定せられ得る道理である。(公共欲望即ち國家の歳出の事は姑く除外したが、之は公法に依て決定せられるので、各個人の欲望充足程度は其公課負擔額丈け減少するのである。) たゞ問題となるのは、時間勞働を生産力と欲望との比較の尺度とする事の當否如何である。之を非とするものは、第一、勞働が生産の種類に依て、難易の程度を異にすること、第二、同一生産内に於ても、各人の勤勉及び熟練の程度一ならざる事、第三、勞働の生産力

に増減あることを舉げ、同一時間労働の生産的意義同じからざることを論ずるのであるが Rodbertus は此困難を解決する途を説明して居る。第一の困難は、標準労働日 *normaler Arbeitstag* 若しくは標準労働時間 *normale Arbeitsstunde* を定めることに依て解決される。即ち標準時間を定め、生産の難易に應じて、個々の生産業に於ける實際の労働日若しくは労働時間を、標準日又は時間に換算する。例へば標準労働時間六時間は A 生産業に於ける七時間、B 生産業に於ける五時間に相當すと云ふやうに計算するのである。第二の困難は標準仕事量 (*normale Tageswerk*) を定める事に依て解決される。即ち各生産に於て熟練及び勤勉の度に於て中位の労働者を取て、其一標準労働日の仕事量を取り、之を一定標準時間内の標準生産額とすれば好いのである。而して第三の困難に至ては、標準労働時間及び標準仕事量の尺度を労働生産力の變動に應じて、定時的に修正すれば解決されると云ふのである。斯くして國民労働の全量を確かめ、而して全國民資本の處分權を有する國家はたゞ測定したる欲望に應じて個々の生産を開始し、それに應じて資本と労働とを分割分配しさへすれば好いのである。

國民的生產額を現存生産要具の程度に維持することに就ては難問はない。國家はたゞ現存労働を上述の如き方法に依て、開始せられたる諸生産に投用すれば好い。土地資本公有の社會に於ては、現在社會に於けるが如く生産物に對する需要は直ちに労働に對する需要を意味せぬと云ふ事がなく、生産を開始するに先づて先づ資本の蓄積を俟つ必要もなく、技術發達の利益が一般に普及せずして、一部の人の獨占到歸する事もない。此事は後に土地資本私有の行はるゝ社會の特徴と併せ勘考すれば自ら明白になるであらう。

九

さて最後に國家は如何にして、各人をして其產出全價值(嚴格に云へば之より公課負擔額を控除せる、*Netto*)を收得せしめるやうに、國民所得を分配するか。Rodbertus が其方法とする所は、(イ)一切生産物の價値の規定 *Konstituierung des Wertes* と、(ロ)完全に貨幣觀念に適合せる貨幣具體的に云へば労働券貨幣の創定とである。彼れの説く所に據れば、價値の公定は労働費用を尺度として行はれる。即ち一物の生産に直接費やしたる労働費と、其爲めの生産要具消耗に由て、間接に費やしたる労働量

との合計(彼れの公式に従へば $\text{日} + \text{口} \times \text{標準}$)を以て其物の價值を定めるのである。是に對しては當然生産物に對する需要若しくは欲望を看過し、労働費用のみを尺度として、價值(即ち交換比例)を定める事は無謀だと云ふ非難が起る。併し Rodbertus は此に心着かぬのではない。彼れは價值が究極欲望に由て左右せられる事を明かに承認して居る(S. 137)。併し若しも國家經濟的當局者が生産と欲望との均衡を保つならば、價值は労働費用を尺度として規定せられ得ると云ふに過ぎないのである。たと彼れは土地資本が公有せられ、國家がそれを支配するところでは、此條件は完全に満たされるものと樂觀して居る(S. 137)。故に批評を加ふ可しとすれば此點に向つてすべきものであらう。

更に又價值規定の場合にも、再び(イ)生産の種類を異にするに従つて労働の難易一ならず、(ロ)同一生産内に於ても労働者の勤勉熟練の程度同じからず、(ハ)同一種生産に於て、勤勉熟練の程度を同ふする者に就ても、自然的關係に由て、其の擧げ得る收穫は同一ならず、例へば土地に肥瘠の別あるが爲め、同一量の労働が等しからざる収益を擧ぐるが如き、(ニ)長時間内に於ては、労働の生産力に増減あるの理由を以

て、労働量を其尺度とする事の不當なるを論ずるものがある。併し(イ)(ロ)及び(ニ)の困難は前節に述べた方法に依て解決される。(少くも Rodbertus はさう認めて居る)。即ち労働及び労働者間の差違は、標準労働の方法に由て排除する事が出来る。それは前述の標準労働時間及び標準仕事量から、進んで標準労働 normale Arbeit なるものを定めるのである。標準労働とは標準仕事量に費やさるゝ労働の謂であつて、一定量の生産物は、その標準仕事量の幾倍若しくは幾分一に相當するかに由て、幾何の標準労働がそれに費やされたと認定する。例へば一定生産物の分量が標準仕事量の二分一に相當すれば現實それに幾時間の労働が費やされてあつても、其には拘らず之を二分一標準労働の産物と見なせば好いのである。即ち労働費用の公式 $\text{日} + \text{口} \times \text{標準労働}$ の義に解さなければならぬのである。然らば労働生産力の増減に處するには如何するか。價值の定時的修正を行へば好いと Rodbertus は答へる。それよりも稍々困難なる問題は労働者の勤勉熟練に相異はないのに、例へば耕作採礦の場合に於けるが如く、自然の恩恵に厚薄のある爲め、同量の労働が違つた結果を以て報ひられる場合に、果して何の労働量を標準と

して生産物の價值を定むべきかである。前述する處に依て明なるが如く、Robertus は各人の勤勉若くは技倆の相違、即ち彼の所謂主觀的不平等の爲めに、各其の受くる處の報酬に差別を生ずるのは至當の事だと認めて居た。乍併、人が己れの責任に歸す可からざる、自然的恩惠の厚薄の爲め、得喪する事があつては不公平だと云はなくてはならぬ。現在社會に於ては土地生産物の價格は最劣等地に於ける耕作費に由て定まり、從て消費者全員に高價を負擔せしめる事に依て受くる利益は、優良地の地主が獨占して居る。併し、此の自然的恩惠を一部の地主に壟斷せしめる事が不當であれば、偶々其地を耕やす労働者に其利益を獨占せしめることも亦同じく不當と云はなくてはならぬ。其處で彼れは穀物ならば穀物の、生産全額の平均費用に從て、價值を規定しよう云ふ。「一生産物量の價值は、此場合最早地方的に分在せる、個々人の標準労働のみに從ては規定せられずして、同時にまた當該貨物の社會的生產額に費やされたる、平均労働量に依て規定されなくてはならぬ」のである(S. 146)。斯くして價值は労働費用を尺度として公定せられ得るものとする。

次に國家は各生産者に對して其生産物に含有せらるゝ標準労働量を計算し、之に對して證明券を交附する。此證明券は、正に其生産者に依て造られた丈の價值を表示するもので、其所有者に對して、同額の價值丈の他物を收得する權利を附與する。其所有者は宛も今日貨幣で買物をするやうに、社會の生産物貯藏所に於て此證明券を各々其任意の所得財と引換えるのである。即ち此證明券は分業に依て共同に作出せられた國民所得の中から各生産者が幾許を受くべきかを表示する「決済手段」Liquidationsmittel たるもので、而して之れは考へ得らるゝ限り最完全なる貨幣であるだらう。何となれば第一にそれは常に一定量の價值を表示するのであるから完全なる價值の尺度であるし、第二に必ず現存の價值に對して發行せらるゝのであるから絶對的、確實を保障する。而して第三に其自體無價值の紙片であつて、而かも貨幣たる一切條件のを完全に具有するからである。(S. 109, 160)

十

生産及び分配は Robertus の見る所に從へば、土地資本の私有なき國家經濟に於て最も完全に行はれる。少くも今日の社會に於て富と教養上に於ける社會の進

歩を妨げつゝある經濟上の欠陥は排除されると云ふ。此事は彼れが解剖するところの現社會の特質を取つて、彼此相比較する事に依て明瞭になるであらう。

國民的欲望に應じて、生産の種類數量を決するものが、前記の社會に於ては社會若しくは國家自身であつたのに對して、土地資本の私有が行はれる社會では、土地及び資本の所有者が其任に當る。分配に至ては、生産物の交換價值に由て決せられ、而して交換價值の決定には市場を形成する一切私人が參加するけれども、併し供給を左右するものは地主及び資本家であるから、支配權は依然として彼等の手中に在ると云はなくてはならぬ。然るに第一に彼等の念頭に在るものは、自己の利益である。此利益を追求する間接附隨的結果として、彼等は國民經濟的職分を遂行する。國民的欲望を満たす爲めにするのではなくて、貸子、利潤を齎らす見込があるから生産を企てるのである。然るに此利潤を彼等は豫め確知する事が出來ない。たゞ既往に徴して將來を推測するの外はない。現在の物價、現在の損益を根據として、生産規模の擴張短縮を決するの外はないのである。然るに原則として此推測を各人は他人の推測をば知らずに、個々單獨に下す。土地資本の私

有なき社會に於ては、中央機關が一目を以て國民的欲望を觀測し、一手を以て國民的生産を指導するから、同一欲望を満たす爲めに、二重に生産の行はれる危険がなかつたのに、今茲では千の目が相互に覺知せずして同一の欲望を注視し、千の手が個々に其爲めの生産を行ふのである。

加之今日の社會では、資本物體(道具原料)と労働とが現在する丈けでは、未だ生産は起らない。紡績技能を習得せる労働者と原料たる羊毛と、紡績機械とがあつても、是等の自然的生産諸條件に「資本家」が對立しなければ、即ち是等の資本物體を買ふ資力若しくは財産(Vermögen)を有する企業家がなければ、資本物體は活動を開始せず、労働者は食を得る事が出來ない。然るに此資本財産の所有、此の私的資本は、先づ節約せられ蓄積されなければならぬ。今日では凡べての新生産企業、凡べての労働者の新雇傭に先つて資本財産の節約若しくは蓄積が行はれなければならぬ。生産の豫備條件の備はる爲めには、労働及び資本物體の現在に、更に加ふるに此事かなければならぬ(S. 173)のである。併乍ら此條件が備つた丈けでは、未だ不充分である。資本財産は貸子の生ずる見込がない限りは、投下されないが、貸子は生産

物の市價が相當の高さに達する時にのみ生ずる。然るに市價は生産物に對して、充分なる有效需要 *wirksame Nachfrage* ある時にのみ相當の高さに達する。而して斯の如き有效需要は、既存の價值(即ち購買力)を根據としなければならぬ。然らば此價值(購買力)は如何に全員の間に分配せられるか。

十一

今姑らく地主資本家及び企業家が同一人若しくは一階級をなすものとすれば、此の非生産者は、全生産物の中、僅かに一部分を賃銀として生産者の爲めに割き、殘餘を賃子として自ら收得する。賃銀は、労働者と企業家との自由契約に依て約定されるのであるが、今日生産物の價值が大體其労働費用に歸着しようとする傾向があるのと同様に、究極大體に於て労働者の生活必要費に歸着する傾がある。次に賃子は更に地代及び資本賃子(又は資本利潤)として既述の法則に従て地主と資本家との間に分割される。而して最後に資本賃子及び地代は各企業家と資本家、小作人と地主との間に分割せられて、企業家利潤と利子、借地料と小作利潤となるのである。而して労働者の賃銀、資本家の利子、地主の借地料は何れも生産物の價

値如何に拘らず、企業家との自由契約に依て豫め約定せられる。(利子及び借地料額は資本家及び地主が自ら企業家となつた場合に收得し得べき収益高に歸着しようとする。)生産物の價值からは等から是等の既定支出を控除した餘剰が企業利潤を形成するのである。

今一切の製作品、半製品及び原産物の市價は、所得財の市價に由て左右せられるのであるが、その所得財の市價は、上述既定價值額の所有者の需要に由て決せられる。主としてこの價值額が、生産物の交換價值を高める、有効需要の根據となる。その大小に由て今日市價の高低は定まる(S. 100)のである。

之を再び約説すれば、社會は、各生産者に其生産物價值の全額を所得として歸屬せしめずして、今日土地及び資本の私有は、生産物若しくは生産物價值の、生産者及び土地資本所有者間に分割せらるゝ事を余儀なくする。第一の配當に参加する此の三階級に對して、更に第四の階級として企業家が立つ。彼は需要供給の法則に従つて、豫め約定せる價值額を以て、前記三階級から、生産物に對するその配當分を買取る。此價值額は交換價值法則の支配を受けるものであるから、其高低は可

變ではあるが、併し一定の點に向つて歸着しようとする。——即ち労働者の其れは、生産の結果如何に拘りなく、其生活必要費、土地及び資本所有者のそれは、彼等が自ら企業家たりし場合これに歸屬すべかりし額に歸着しようとする。最後に此確定價值額に由て、今企業家が單獨裁量に基づき、市場に搬出した生産物に對する有効需要が定まり、それと共に其交換價值、及び併せて企業家の手に残る利潤が決められるのである。(S. 191-2)

さて右の如く生産及び分配が行はれる事の結果は何うであるか。

第一に地主及び資本家は利益(賃子)を目的として生産を行はしめる。然るに既述の如く、賃子は生産物の價格が充分の程度に達するときのみ生じ、充分なる價格は充分の有効需要あるときにのみ實現せられ、而して有効需要は價值の所有を前提とする。故に今日の社會では價值の所有者の欲望のみが滿されると云ふ道理である。即ち「生産は労働(する者)の欲望の爲めに行はれずして、所有(する者)の欲望の爲めに行はれる」(S. 193)。有効需要を定めるものは、労働者としてか、賃子收得者としてか、兎に角既に分配に参加したる、者(だけ)であつて、仕事のない労働者は、市

價の高低、従つて國民的生産の決定の上に、何等の影響を及ぼす事は出来ぬ。今日地主及び資本家は、最早需要する社會ではなくて、支拂ひ得る社會、それも最早労働を以て支拂ひ得る社會ではなくて、所有を以て支拂ひ得る社會の爲めに生産せしめる(S. 195)のである。而かもこの有効需要を地主資本は統一的に測定せずして、たゞ既往から推して個々單獨に臆測する。其處で國民的生産と國民的欲望との不適合が通則となる。これが第一の結果である。

第二に今日の社會では、労働と資本物體とが存在しても、直ちに生産は起らない。それが爲めには、更に加ふるに是等の散在せる生産手段を統一結合する資本財産が豫め蓄積されてなくてはならぬ。加之資本財産の蓄積があつても、其の財産は收利の見込のない企業には投下されぬか、或は既に投せられた企業から引出されて、景氣の恢復を手を束ねて待つ。而して此の資本財産の不活動は労働及び機械原料にも打撃を與へて、是等のものは同じく無爲休息を餘儀なくされるのである。其處で國民的生産が、現在生産手段がそれを許す極度まで行はれない。「如何なる國も、土地及び資本私有制度の支配下に在るものは、富み得る丈け富んで居らぬ。」

物質的窮乏の最中に於て労働と資本とが無用妨碍物となると云ふ奇怪事が生ずるのである。

第三に土地及び資本私有制度の下では、最も自然最も單純なる正義の法則は傷けられて、生産者は生産全價值の僅かに一部分を收得する。而して生産者の收得分、即ち賃銀は、生活必要費額に歸着する傾きを有して居るが、生活必要費なるものは元來生産物の一定量であつて、労働の生産額には關係なく、労働者の欲望に依て左右せらるゝものであるから、労働者は、常に現在其生産全價值を收得する事が出来ぬ許りでなく、亦た將來に於ける生産力増進の恩澤から全く除外されて居ると云ふ事に歸着する。此事から二の法則が生ずる。第一に労働生産力が増進し、而して労働者がある果實から除外せらるゝ事は、市場の賣買に参加する大多數人の收得分從て其有效需要の減退し、一方市場に供給せらるゝ生産物量の増加する事を意味する。從て生産物の市價には不自然なる壓迫が加へられ、屢々之を其費用額以下に窮追する。第二に企業家は生産物賣却に先つて、労働者、地主及び資本家に對して定額の賃銀、賃子の支拂を約定する。故に上記の原因に依て生産物市價

が壓迫され、ば、彼は或は一時的に或は部分的に生産を休止しなければならぬ。而して此の後の結果はまた直ちに前の現象を喚起するのである。此法則は今日明かに事實となつて現はれて居る。

土地資本公有制度と私有制度とに對する、Rodbertusの比較論評は大要上述の如きものである。而して此論究に基づいて、彼れは「土地資本の共有を俟つて始めて社會は完全に個人的並に社會的專制から解放される……宗教改革に始まつた幾多解放の連續を完結せしめるものは個人主義でなくて、社會主義である」(S. 230-1)と云ふのである。(未完)